

「障がい者（児）等災害対策用品購入費助成事業」について

令和元年 6 月
札幌市保健福祉局
障がい保健福祉部障がい福祉課

1 事業の概要

在宅の障がい者（児）等が、災害時にも日常生活を継続する上で必要となる災害対策用品の購入に係る費用の全部又は一部について助成を行います。

(1) 非常用電源装置等の購入に係る費用の助成について

ア 助成内容

項目	概要	予算額	助成基準額
非常用電源装置等	停電時に人工呼吸器又は酸素濃縮器などの医療機器を稼働させるための非常用電源装置等の購入に係る費用の全部又は一部を助成 ※正弦波インバーター発電機、ポータブル電源（蓄電池）、カーインバーターのうち、1つについて助成	142,375 千円	発電機 120,000 円
			ポータブル電源 62,000 円
			カーインバーター 30,000 円

イ 対象者（約 1,500 人）

- 呼吸器機能障害の身体障害者手帳所持者
- 北海道が実施する在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業の助成対象者
- 生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を使用する障がい者等（市長が特に認める者）

(2) 情報機器の購入に係る費用の助成について

ア 助成内容

項目	概要	予算額	助成基準額
情報機器 (テレビが聞けるラジオ)	点字表記及び操作を音声で読み上げる機能を有するもので、緊急地震速報の受信に伴い自動的に電源が入り、FMラジオ放送を受信する機能を有する情報機器の購入に係る費用の全部又は一部を助成	3,625 千円	29,000 円

イ 対象者（約 125 人）

視覚障害の程度が 2 級以上の身体障がい者（児）で視覚障がい者のみの世帯又はそれに準ずる世帯に属する者

2 費用負担について

市民税の課税状況等に応じて、下表のとおり自己負担額が生じます。

市民税課税状況等	自己負担額
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0 円
市民税課税世帯	助成基準額の 1 割

注 1) 購入に係る費用と助成基準額との差額については、表の区分に関わりなく全額自己負担となります。

注 2) 対象者の属する世帯に市民税所得割額が 46 万円以上の方がいる場合は支給対象外となります。

【問合せ先】

保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 松浦・唐嶋田（からしまだ）
電話 011-211-2936、ファックス 011-218-5181